

～一定規模以上の建築物※への駐車施設の設置義務を緩和します～

鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に関する 条例の一部改正（素案）にご意見をお寄せください

※ 商業地域等の 1,500 ㎡を超える店舗や 2,000 ㎡を超える共同住宅など

意見募集（パブリックコメント）

市民のみなさんへ

鹿児島市では、建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正することとなり、今回、条例の素案がまとまりましたので、市民の皆さんに公表します。

市民の皆さんのご意見を参考にさせていただきながら、条例を改正してまいりたいと考えておりますので、みなさんのご意見をお寄せください。

1 意見の募集期間

令和7年10月1日（水）～令和7年11月10日（月）[当日消印有効]

2 意見の提出方法

ご意見の提出の際は、別紙の記入用紙（任意の用紙でも結構です。）に住所、氏名（法人または団体等の場合は所在地及び法人名等）、電話番号、素案に対するご意見をご記入のうえ、郵便、ファックス、電子メール、電子申請又は直接持参での提出をお願いいたします。（郵送の場合は、備え付けの封筒をご利用ください。〔送料不要〕）

3 意見の提出先

〈郵送・持参〉 〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号 東別館7階
鹿児島市役所 市街地まちづくり推進課

〈ファックス〉 099-216-1398

〈電子メール〉 shimatiduku@city.kagoshima.lg.jp

メールアドレスの
二次元コード



電子申請システムの
二次元コード



※ご意見は、鹿児島市が利用している電子申請システムからも提出できます。

4 意見の提出に際しての留意事項

(1) 対象となる方

- ① 鹿児島市に住所を有する方
- ② 鹿児島市に事務所又は事業所を有する方
- ③ 鹿児島市に通勤・通学する方

(2) 意見提出時の記載事項

ご意見の提出にあたっては、住所、氏名及び電話番号を必ず記載してください。

また、住所が市外の場合は、（市内に通勤・市内に通学・市内に事務所又は事業所を有する）のいずれかに○をつけてください。

(3) その他

- ① 匿名や住所等記載がない場合は、書面で提出されても受付できません。
- ② 電話や口頭によるご意見の提出は受付できませんので、文書で提出してください。
- ③ 期限を過ぎて提出されたご意見は、パブリックコメント手続きによるご意見としての取扱いはできませんので、提出期限にご留意ください。

5 お寄せいただいた意見の取扱い

(1) お寄せいただいたご意見につきましては、一覧表にまとめて、その概要とご意見に対する検討結果を市のホームページ、市政情報コーナー（みなと大通り別館1階）等で公表いたします。

なお、提出された個々のご意見への回答をご希望の方は直接お問い合わせください。

(2) 意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外（住所・氏名等）は公表いたしません。

6 お問い合わせ先

鹿児島市 市街地まちづくり推進課

電話 099-216-1388（直通）

ファックス 099-216-1398

電子メール shimatiduku@city.kagoshima.lg.jp